



令和 3 年

第 3 回市議会（定例会）

議 案 1

（議第 3 1 号～議第 3 9 号）

荒 尾 市

令和 3 年 第 3 回 荒尾市議会（定例会） 議案 1 目次

議案番号	件名	ページ
議第 3 1 号	専決処分について（荒尾市税条例等の一部改正）	1
議第 3 2 号	専決処分について（令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 2 号））	15
議第 3 3 号	荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）P F I 事業等審査委員会条例の制定について	33
議第 3 4 号	荒尾市指定管理候補者選定委員会条例の制定について	39
議第 3 5 号	荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	43
議第 3 6 号	荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	47
議第 3 7 号	荒尾市手数料条例の一部改正について	51
議第 3 8 号	荒尾市国民健康保険条例の一部改正について	55
議第 3 9 号	（仮称）荒尾市・長洲町学校給食センター厨房機器製造請負契約の締結について	59

専 決 処 分 に つ い て

荒尾市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を
求める。

令和 3 年 6 月 7 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例等の一部を改正する条例の
専決処分について

荒尾市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例等の一部を改正する条例

別紙添付

荒尾市税条例等の一部を改正する条例

(荒尾市税条例の一部改正)

第1条 荒尾市税条例（昭和29年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第1項第1号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第2号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改める。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9中「をするもの」を「をする者」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得

申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項

第 1 号ニ」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号イ」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ロ」に改め、同項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 2 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 2 号ハ」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号イ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号イ」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 7 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ロ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 1 6 項とし、同条第 1 8 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 1 7 項とし、同条第 1 9 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 0 項」に改め、同項を同条第 1 8 項とし、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同項を同条第 1 9 項とし、同条第 2 1 項を削り、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同項を同条第 2 0 項とし、同条第 2 3 項を同条第 2 1 項とし、同条第 2 4 項を同条第 2 2 項とする。

附則第 1 1 条の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 1 1 条の 2 の見出し中「令和元年度又は令和 2 年度」を「令和 4 年度又は令和 5 年度」に改め、同条第 1 項中「令和元年度分又は令和 2 年度分」を「令和 4 年度分又は令和 5 年度分」に改め、同条第 2 項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和 4 年度適用土地又は令和 4 年度類似適用土地」に、「令和 2 年度分」を「令和 5 年度分」に改める。

附則第 1 2 条の前の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5

年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第２項及び第３項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１２条の２中「地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）附則第２２条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条」に、「平成３０年度から平成３２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１３条の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第１５条第１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同条第２項中「令和３年３月３１日」を「令和６年３月３１日」に改める。

附則第１５条の２中「同条第４項」の次に「又は第５項」を加え、「令和３年３月３１日」を「令和３年１２月３１日」に改める。

附則第１５条の２の２第２項中「同条第２項」の次に「又は第３項」を、「同条第４項」の次に「又は第５項」を加える。

附則第１６条第１項中「第５項」を「第８項」に改め、同条第２項中「、当該軽自動車平成３１年４月１日から令和２年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和２年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第３項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成３１

年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 4 項中「、当該ガソリン軽自動車平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の 3 項を加える。

6 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 3 0 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第 3 0 条第 8 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第 8 2 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和

4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車
両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別
割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改め
る。

附則第26条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

(荒尾市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 荒尾市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、荒尾市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、同条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法

第 3 2 1 条の 8 第 4 項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中荒尾市税条例第 3 4 条の 7 第 1 項第 1 号の改正規定及び同条例附則第 6 条の改正規定並びに次条第 1 項の規定 令和 4 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中荒尾市税条例第 2 4 条第 2 項及び第 3 6 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 3 条第 4 項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和 3 年法律第 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の荒尾市税条例（以下「新条例」という。）第 3 4 条の 7 第 1 項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この条及び附則第 4 条第 1 項において「施行日」という。）以後に支出する同項に規定する寄附金について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第 1 条の規定による改正前の荒尾市税条例（次項及び第 3 項において「旧条例」という。）第 3 4 条の 7 第 1 項に規定する寄附金については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第 3 6 条の 3 の 2 第 4 項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の荒尾市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に

係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専 決 処 分 に つ い て

令和 3 年度荒尾市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 3 年 6 月 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）
の専決処分について

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年5月24日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 132,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23,433,738千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,945,350	117,401	5,062,751
	2 国庫補助金	1,050,111	117,401	1,167,512
16 県支出金		1,902,270	3,844	1,906,114
	2 県補助金	401,026	3,844	404,870
19 繰入金		770,911	11,284	782,195
	2 基金繰入金	770,827	11,284	782,111
歳入合計		23,301,209	132,529	23,433,738

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		11,104,584	66,788	11,171,372
	1 社会福祉費	5,248,968	15,128	5,264,096
	2 児童福祉費	4,176,676	51,660	4,228,336
4 衛生費		2,623,131	65,741	2,688,872
	1 保健衛生費	642,808	65,741	708,549
歳 出 合 計		23,301,209	132,529	23,433,738

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
51,660	3,844			11,284
65,741				
117,401	3,844			11,284

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	4,945,350	117,401	5,062,751
	2 国庫補助金	1,050,111	117,401	1,167,512
	2 民生費国庫補助金	239,611	51,660	291,271
	3 衛生費国庫補助金	20,747	65,741	86,488
16	県支出金	1,902,270	3,844	1,906,114
	2 県補助金	401,026	3,844	404,870
	2 民生費県補助金	266,552	3,844	270,396
19	繰 入 金	770,911	11,284	782,195
	2 基金繰入金	770,827	11,284	782,111
	1 基金繰入金	770,827	11,284	782,111

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金	51,660	1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金 46,600 2 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金 5,060
1 保健衛生費国庫補助金	65,741	1 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金
1 社会福祉費国庫補助金	3,844	1 熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金
1 基金繰入金	11,284	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	11,104,584	66,788	11,171,372	55,504	11,284
1 社会福祉費	5,248,968	15,128	5,264,096	3,844	11,284
1 社会福祉総務費	1,791,501	15,128	1,806,629	県支出金 3,844	11,284

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	15,128	1 移動困難者のワクチン接種会場への輸送支援事業費 その他委託料 ワクチン接種会場輸送委託料	15,128 (15,128) (15,128)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,176,676	51,660	4,228,336	51,660	
1	児童福祉総務費	1,049,501	51,660	1,101,161	国庫支出金 51,660	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	2,000	1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯）	49,660
10 需用費	500	消耗品費	(300)
11 役務費	560	印刷製本費	(200)
12 委託料	2,000	郵便料	(450)
		手数料	(110)
18 負担金、補助及び交付金	46,600	その他委託料	(2,000)
		システム改修委託料	(2,000)
		交付金	(46,600)
		低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）	(46,600)
		2 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯）（時間外手当）	2,000
		時間外手当	(2,000)

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		2,623,131	65,741	2,688,872	65,741	
1	保健衛生費	642,808	65,741	708,549	65,741	
	3 予防費	266,140	65,741	331,881	国庫支出金 65,741	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	27,720	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	65,741
		報償金	(27,720)
10 需 用 費	4,000	消耗品費	(4,000)
		その他委託料	(22,680)
12 委 託 料	22,680	新型コロナウイルスワクチン接種会場設営委託料	(21,480)
		医療廃棄物処理委託料	(1,200)
17 備品購入費	11,341	備品購入費	(11,341)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	350 (263)	312,590	1,226,288	808,987	2,347,865	461,973	2,809,838	
補正額	()			2,000	2,000		2,000	
計	350 (263)	312,590	1,226,288	810,987	2,349,865	461,973	2,811,838	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	38,803	612	24,384	18,509		2,058	76,369	169
	補正額							2,000	
	計	38,803	612	24,384	18,509		2,058	78,369	169
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,355	98	17,856	340,115	204,975	23,610	60,074	
	補正額								
	計	1,355	98	17,856	340,115	204,975	23,610	60,074	

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）P F I
事業等審査委員会条例の制定について

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）P F I 事業等審査委員会条例
を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）P F I
事業等審査委員会条例

別紙添付

提案理由

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）を官民連携手法により整備するに当たり、事業者選定に係る事項について調査審議を行うため、委員会を設置したいからである。

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）P F I
事業等審査委員会条例

（設置）

第1条 荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）（道の駅あらお（仮称）及び荒尾市保健・福祉・子育て支援施設（仮称）の複合施設をいう。）の整備運営に関し民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）に基づき実施する事業又はこれに類似する手法等により実施する事業（以下「P F I 事業等」という。）を行う民間事業者（以下「事業者」という。）の選定に当たり、競争性及び公平性を確保し、客観的な審査及び評価を行うため、荒尾市ウェルネス拠点施設P F I 事業等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、P F I 事業等に関する次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 事業者の募集に関すること。
- (2) 事業者の募集に応募した者を審査し、及び評価すること。
- (3) 事業者の選定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 官民連携手法に関する学識経験を有する者
- (2) P F I 事業等の事業分野について専門的な知識経験を有する者
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から法第11条第1項の規定による公表の日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 委員は、配偶者若しくは3親等内の親族又は規則で定める法人がPFI事業等に関する入札に参加し、又は事業者の提案に参画する場合は、第2条第2号及び第3号に掲げる事項についての調査審議に参加することができない。

(守秘義務等)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、PFI事業等に関する入札に参加し、又は事業者の提案に参画してはならない。

(報酬)

第 8 条 委員（第 3 条第 2 項第 3 号に掲げる者を除く。）の報酬は、
日額 10,000 円とする。

（庶務）

第 9 条 委員会の庶務は、総務部総合政策課において処理する。

（委任）

第 10 条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要
な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、委員の任期が満了した日限り、その効力を失う。

荒尾市指定管理候補者選定委員会条例の
制定について

荒尾市指定管理候補者選定委員会条例を次のように制定するものとする。

令和3年6月7日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市指定管理候補者選定委員会条例

別紙添付

提案理由

指定管理者制度に対する客観性及び公平性をより一層高めるため、条例により指定管理候補者の選定等に関する委員会を設置したいからである。

荒尾市指定管理候補者選定委員会条例

(設置)

第1条 荒尾市の公の施設に係る指定管理候補者の選定その他指定管理者制度に関し必要な事項を審議するため、荒尾市指定管理候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 指定管理候補者の選定に関する事項
- (2) その他指定管理者制度に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 総務部長
- (3) 対象となる公の施設に応じて、教育長、所管部長、所管部次長及び所管課長の中から選任された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集す

る。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部公共施設マネジメント推進室において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第2項の規定による委員会の委員の委嘱又は任命に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び
荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部
改正について

荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び荒尾市固定資産評価
審査委員会条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年6月7日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び
荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

押印等の見直しに伴い、所要の改正を行いたいからである。

荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例及び
荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部
を改正する条例

(荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 荒尾市職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「任命権者(県費負担職員については、市教育委員会)又は任命権者の定める上級の職員の面前において」を削り、「に署名」を「を任命権者(県費負担職員については、市教育委員会)に提出」に改める。

様式中「㊟」を削る。

(荒尾市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 荒尾市固定資産評価審査委員会条例(平成11年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部改正
について

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年6月7日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

公務災害補償等認定委員会委員の構成について、現状に即した
所要の改正を行いたいからである。

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改
正する条例

荒尾市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「者」の次に「その他市長が相当と認める者」を加え、「委嘱する」を「委嘱し、又は任命する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に公務災害補償等認定委員会の委員(以下「旧委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の第4条第3項の規定により公務災害補償等認定委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

荒尾市手数料条例の一部改正について

荒尾市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料を廃止するものである。

荒尾市手数料条例の一部を改正する条例

荒尾市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表住民基本台帳の部個人番号カードの再交付手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

荒尾市国民健康保険条例の一部改正について

荒尾市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和3年6月7日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する
条例

別紙添付

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市国民健康保険条例の一部を改正する 条例

荒尾市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター
厨房機器製造請負契約の締結について

次のとおり製造請負契約を締結することについて、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議
会の議決を求める。

令和3年6月7日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 契約の目的 (仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター厨房機
器の製造
- 2 契約の方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- 3 契約金額 425,033,620円
- 4 契約の相手方 熊本市東区錦ヶ丘9番26号
株式会社中西製作所 熊本営業所
所長 福田 広

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関

する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするからである。